

平成29年度 観光客受入施設整備促進補助金 評価表 NO. 40

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	梶原 俊介				
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令								
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	4,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 4,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	観光客の受入人数			前年度増		平成34年度		
成果指標②								
補助対象者	観光事業者（川内地域の一部を除く）							
補助対象経費	宿泊施設及び観光誘客施設の新設又は改修経費							
補助対象事業・活動の内容	(1) 民宿、旅館、ホテル、土産品店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修 (2) 観光業の用に供するための設備等の整備							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	20万円以上の事業で、事業費の50パーセントとし、最高限度額を100万円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年（決算状況）	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		8,629,000	61.9%	13,769,000	20.6%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			8,629,000	61.9%	13,769,000	20.6%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			4,878,000	35.0%	4,762,000	7.1%
		借入金			437,000	3.1%	48,470,000	72.3%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		13,944,000	100.0%	67,001,000	100.0%
	支出	事業費			13,944,000	100.0%	67,001,000	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）			0	0.0%	0	0.0%
		計	0		13,944,000	100.0%	67,001,000	100.0%
	支出計/前年度支出計						480.5%	
	自己資金/前年度自己資金						159.6%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数		7		6				
成果指標の推移①		328,556		327,002		336,291		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】受け入れ態勢の強化は依然必要であるため、今後も継続していく。 【前回評価への回答】前回評価なし 【事業のPR方法】支所及び商工会等を通じ周知 【費用対効果】平成26年度に年間宿泊客数30万人を突破し、明治維新150周年、大河ドラマ「せごどん」、国体と今後の観光インパクトを有効に本市への宿泊と導くため事業効果は高いと考える。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	観光振興による地域振興及び活性により、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 観光・特産品の開発・販売による地域雇用の拡大と所得の向上を図っており、市内外へのPRと併せて観光案内の充実等の受入態勢の強化や施設の充実が必要で、両輪そろってこそ効果を発揮するため補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	旅行者及び地域住民・事業者のニーズに合致しており、目標の達成のための観光振興が図れる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	旅行者及び地域住民の多様なニーズに対応するために、行政が行うより専属の組織が行うほうが効率がよく適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助額の最高限度額及び事業費の最小額を定めることで、大小さまざまな事業者が旅行者や地域住民のニーズに応じた設備投資の機会を得ることが出来るため妥当と考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業に占める補助金の割合は、平成27年度35%、平成28年度7%と事業収入を事業に充てる割合が多いことから、継続的な事業の実施が見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	C	原則、営利企業が行う観光振興の設備投資への補助金であるため、補助対象事業以外の事業の公共性については、把握していない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	旅行業者が行う団体旅行や、旅行エージェントを招聘しモニタリングした結果を基に制度設計しているため、効果的な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 観光・特産品の開発・販売による地域雇用の拡大と所得の向上を図るためには、市内外へのPRと併せて、観光案内の充実等の受入態勢の強化や施設の充実が必要で、現在、まだ不足していることから、今後も継続を行う必要がある。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

観光客受入施設整備促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）及び薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき実施する、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる観光客受入施設整備促進補助金（以下「補助金」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、申請者が次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に宿泊施設又は観光誘客施設を有する民間の企業又は個人事業主であること
- (2) 旅行会社等と斡旋契約等をしている、又は契約等の予定があるものであること
- (3) 市税等の滞納者でないこと

(補助金の交付対象地域)

第3条 補助金の交付対象地域は、次の各号に定める地域とする。

- (1) 本土地域 川内地域の一部、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町（川内地域の対象地域は、平佐東、水引、峰山、滄浪、寄田、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方とし、隈之城、川内、平佐西、可愛、亀山、育英、永利、高来を除く。）
- (2) 甌島地域 里町、上甌町、下甌町、鹿島町

(補助金の額)

第4条 補助金の額は対象となる事業費の50パーセントとし、最高限度額を100万円とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、次に掲げる事業のうち、20万円以上のものとする。

- (1) 民宿、旅館、ホテル、土産品店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する設備を有する施設を除く。）
- (2) 観光業の用に供するための設備等の整備
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の事業に着手する前に、規則に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

申請者の区分	必 要 書 類
1. 企業	① 登記事項証明書 ② 印鑑証明書 ③ 納税証明書 ④ 定款又はこれらに類するもの ⑤ 交付申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、その他これらに準ずる書類 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 個人事業主	① 住民票謄本 ② 印鑑証明書 ③ 納税証明書 ④ 所得証明書 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
3. 共通	旅行会社等との斡旋契約書等の写し

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業者が補助金の交付を受けた日から5年以内に業務を休止し、又は変更し、目的を達成しないと認めたとき
- (2) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等の公益性、必要性、効果等について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (3) 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の交付を受けた日から5年間、事業に関する報告を求め、又は書類を提出させることができる

(効果の測定)

第10条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、観光客の受入人数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成28年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	ハマダ旅館・庵本末美	886,000	960,000		1,846,000	1,846,000			1,846,000	改装工事一式
2	現在地：(株)純浦商店	1,000,000	5,000,000	48,470,000	54,470,000	54,470,000			54,470,000	新築工事一式
3	民宿道：宮 和男	660,000	660,000		1,320,000	1,320,000			1,320,000	改装工事一式
4	やまは荘：毛井秀樹	216,000	216,000		432,000	432,000			432,000	改装費一式
5	こしきの宿：(株)薩摩川内市観光物産センター	1,000,000	1,210,000		2,210,000	2,210,000			2,210,000	改装費一式
6	ゆったり館：(株)セネラルインターナショナル	1,000,000	5,723,000		6,723,000	6,723,000			6,723,000	ジム機材購入 外
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		4,762,000	13,769,000	48,470,000	67,001,000	67,001,000	0	0	0	67,001,000